



社会保険労務士の  
皆さんへ

労働保険の手続きや労働保険料の納付は

# 労働保険 事務組合

愛知三河SR経営労務センター  
愛知三河SR建設安全協会



# ごあいさつ

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

愛知三河SR経営労務センター（以下「三河SRセンター」という。）は、愛知県社会保険労務士会（以下「愛知県会」という。）に所属する開業社会保険労務士及び社会保険労務士法人（以下「社労士」という。）により**三河東支部・三河中支部・三河西支部の三地域に所属されている社労士会員で構成**されています。

また、三河SRセンターを利用されている委託事業場数は年々増加しており、順調にその委託数を伸ばしていることから、今後ますます中小事業主の皆様にとっての重要性が増してきております。

あなた様におかれましては、愛知県会に入会されたこの機会に是非三河SRセンターにも入会していただきますようお願いいたします。

## 労働保険事務組合制度のご紹介

### 労働保険事務組合とは

事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務を処理することについて、厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主の団体のことです。愛知県には、おおむね500件ほどの労働保険事務組合がありますが、社労士の集合体としての事務組合は2団体であり、当SRセンターは三河に所属する社会保険労務士の団体として位置しています。

### 愛知三河SR経営労務センターとは

厚生労働大臣の認可を受けた三河に所属する社労士の団体で、中小企業の事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務処理を行う労働保険事務組合です。

社労士会員と労働保険事務を委託する事業主会員で構成されています。

### 愛知三河SR建設安全協会とは

愛知労働局長の認可を受けた団体で、建設の事業に携わる自営業者たる一人親方等に対する安全、衛生に関する意識の向上と教育指導の徹底を図るなど、会員の不慮の災害による生活不安の除去等を目的としています。

労災保険は、労働者の災害に対する保護を目的とすることから、事業主等は保護の対象となりませんが、愛知三河SR建設安全協会（以下「協会」という。）に入会することにより、特別に任意に加入することができます。

特別会員は、SRセンター社労士会員となったときに入会したものとなり、特別会員と一般会員である一人親方で構成されています。



## 会員になるメリット

三河SRセンターの社労士会員には次のようなメリットがあります。是非加入についてご検討ください。  
確定労働保険料を取り扱った社労士会員に対して、その取扱い件数に応じ、年1回「会員活動助成費」が支給されます。  
特別加入（一人親方）を取り扱う人数に応じて、年1回「会員活動助成費」が支給されます。  
労働保険未手続事業一掃推進員の任命を受けて適用促進活動を行った場合には、「調査説明費」や「成功報酬費」が支給されます。  
慶弔禍福に対応する福祉制度があります。  
専門図書や社会保険労務士手帳の無償配付があります。

## 労働保険事務組合への委託手続きは

本来労働保険の事務処理は、事業主自らが労働保険の手続きを行うことが原則です。  
しかし、年を追って発生する法改正があり、また、年1回の手続きのために煩雑な知識を有する事務処理をすることは、かえって事業主に負担を強いてしまうことになります。そこで、「労働保険事務委託書」を三河SRセンターに提出することにより、所属する社労士会員が各種の事務手続きをお世話します。

## 委託できる事業主は

常用労働者数で委託できる範囲が決まっています。以下の通りです。

業種別	常用労働者数
金融・保険・不動産・小売業	50人以下
卸売業・サービス業	100人以下
その他の業種	300人以下

## 委託できる事務の範囲

委託できる範囲はおおむね次の通りです。（一部電子申請可能）

- ① 概算保険料、確定保険料等の申告及び納付に関する事務
- ② 保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務
- ③ 労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- ④ 雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
- ⑤ その他労働保険についての申請、届出、報告に関する事務



## 事務処理を委託すると事業主には次のようなメリットがあります。

- 労働保険料の申告・納付等の労働保険事務を事業主に代わって処理しますので、事務の手間が省けます。
- 労働保険料の額にかかわらず、当該年度分の労働保険料を3回に分割納付できます。(但し、委託時期により1又は2回納付の場合があります。)
- 中小事業主及び建設業（一人親方）の労災保険への特別加入の取扱いが可能です。
- 海外派遣の特別加入の取扱いも可能です。

## 三河SRセンターの運営について

### 運営の基本方針

三河SRセンターは、数多くの社労士が会員として加入しており、社労士会員が共同で事務組合を運営しております。連帯の意識・自覚と責任をもって業務を推進しております。

- ① 事業主会員に代わって三河SRセンターへ提出する書類の作成と提出
- ② 三河SRセンターへ代わって行政機関へ提出する書類の作成と代行
- ③ 委託事業所に係る労働保険料・会費等の徴収と三河SRセンターへの納付などを行っていただきます。

### 各行政機関（監督署や安定所など）との関係

以下の点にご留意を頂き、ご利用ください。

- ① 各委託事業所から手続きの依頼
- ② 書類作成後、三河SRセンターへ郵送等で提出
- ③ 三河SRセンターにて会長等の記名（会長印を押印）
- ④ 三河SRセンターのゴム印による記名のある書類を行政機関へ提出、手続き完了
- ⑤ 各委託事業所へ書類の引き渡し、かつ、事業主控えは三河SRセンターへ送付  
→三河SRセンターで管理・保管（ファイル方式）



# 入会金や会費等について

会員区分	種別	内容
個人会員	A	自己の社会保険労務士事務所と共に事業所を委託 出資金 50,000 円 入会金 20,000 円 月会費 2,000 円
	B	自己の社会保険労務士事務所は委託しないが事業所を委託 出資金 50,000 円 入会金 10,000 円 月会費 1,000 円
	C	趣旨に賛同して入会するが委託はしない 出資金 50,000 円 入会金 10,000 円 月会費 1,000 円
	D	社会保険労務士法人の社員 出資金 50,000 円 入会金 10,000 円 月会費 1,000 円
法人会員	E	社会保険労務士法人事務所と共に事業所を委託 出資金 50,000 円 入会金 20,000 円 月会費 2,000 円
	F	社会保険労務士法人事務所は委託しないが事業所を委託 出資金 50,000 円 入会金 10,000 円 月会費 1,000 円
	G	趣旨に賛同して入会するが委託はしない 出資金 50,000 円 入会金 10,000 円 月会費 1,000 円
事業主会員		個人会員又は法人会員を通じて委託する事業主 1 事業主ごと 入会金 10,000 円 月会費 2,000 円
一人親方(建設業)		1 名につき 入会金 10,000 円 月会費 1,000 円

## 会員のコメント紹介



### 社会保険労務士 会員紹介

三河東支部 山川 博美



はじめまして、三河東支部所属の山川博美と申します。  
私は開業当初より、同支部の先輩社労士の先生方に助けて頂き、7年間仕事をしてまいりました。お力添えをして下さいました社労士の先生方に、大変感謝しております。この場をおかりしまして、お礼申し上げます。  
さて、私が愛知三河 SR 経営労務センターに入会したのは、令和3年7月1日です。事業主様から特別加入のご相談が、増えてまいりましたことがきっかけとなりました。お恥ずかしいことですが、愛知三河 SR 経営労務センターへ質問・確認の電話をこんなに何度もする社労士は、私以外いないのでは？と自覚するほどお世話になっております。そんな私へも、加瀬川事務局長をはじめ職員の方々は、いつも丁寧に対応して下さいます。独立開業が間もなければ、経験が少なく不安が多いと思います。ですが、愛知三河 SR 経営労務センターの職員の方はいつでも支えて下さいます。社労士として仕事をしていく中で、関与先様から「特別加入をしたい」と相談をお受けした際に、愛知三河 SR 経営労務センターをご紹介することができますと、関与先様も安心して仕事を任せて下さると思います。私自身、もっと早く入会をしていればよかったと後悔しております。愛知三河 SR 経営労務センターへの入会を検討されている社労士の先生がおられましたら、私の経験から、関与先様のためにも是非とも入会することをおすすめします。



## 三河SRセンターの主な年間行事

- 4月 理事会・監事による監査
- 6月 通常総会
- 8月 労働保険料第1期納入
- 10月 業務研修会
- 11月 会員親睦会（日帰り旅行）  
理事会・労働保険料第2期納入
- 1月 労働保険料第3期納入
- 2月 合同業務研修会
- 3月 理事会

### お問い合わせ先

〒444-0837 岡崎市柱3丁目11-8 ハシモトビル2階

労働保険事務組合

愛知三河SR経営労務センター

愛知三河SR建設安全協会

TEL(0564)54-8540 FAX(0564)54-8512

e-mail: ai.mikawa-sr@almond.ocn.ne.jp

HP: <http://mikawa-sr.com/index.html>

◆ 運営時間：平日 8:45～17:15（お昼 12:00～13:00）

